

経済産業大臣の認定を受けた
投資事業有限責任組合を通じ個人が株式を
取得した場合の
エンジェル税制の適用について

令和2年4月

中小企業庁
創業・新事業促進課

1. 認定制度の趣旨

- (1) エンジェル税制では、対象企業が税制優遇を行うに足りるベンチャー企業であることを確認するために、形式基準を設け、当該基準に合致していることを公的に証明するために、都道府県において確認を行っております。ベンチャー企業としての形式要件としては、試験研究費支出要件や外部資本導入要件などがあります。
- (2) しかしながら、プロの目利きであるベンチャーキャピタリストが、成長性・新規性を有するベンチャー企業であることについて目利きをし、かつ専門的知識や経験を活用して指導を行う場合には、形式基準を設けてその確認を都道府県で行うことは、エンジェル税制を活用してベンチャー企業を育成する民間事業者に無駄な事務コストを生じさせるだけでなく、行政コストという観点からも無駄といえます。
- (3) このような観点から、経済産業省では、民間のプロの目利きであり、かつ専門的知識や経験を活用して投資先の成長を支援していく投資事業有限責任組合を認定投資事業有限責任組合として認定し、認定を受けた投資事業有限責任組合については、エンジェル税制におけるベンチャー企業としての要件（試験研究費支出要件及び外部資本導入要件等）を免除し、都道府県での確認手続きを不要としております。

2. 認定手続き

経済産業省では、民間のプロの目利きであり、かつ専門的知識や経験を活用して投資先の成長を支援していく投資事業有限責任組合を認定投資事業有限責任組合として認定するにあたり、主に次の書類を求めています。

(1) 申請時提出書類

① 申請書（様式第一）（2通）

② 様式第一別紙 「投資事業有限責任組合概要」〔2通〕

※株式を保有する特定中小会社及び特定新規中小会社に対して積極的な指導を行うことが確実である旨を説明した書類及び添付資料（必要な添付資料は様式集を参照）

③ 投資事業有限責任組合の登記事項証明書

④ 投資事業有限責任組合の組合契約書の写し

(2) 提出先

〒100-8912

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省中小企業庁経営支援部 創業・新事業促進課

TEL 03-3501-1767

FAX 03-3501-7055

(3) 申請・認定時期

申請はいつでも可能ですが、認定の日以前の投資はエンジェル税制の適用対象とはなりませんので、認定を受けようとする投資事業有限責任組合は速やかに認定の申請を行ってください。

(4) 認定証（様式第三）の交付

投資事業有限責任組合の認定を行った場合は、認定証を交付します。

(5) 認定の公表

投資事業有限責任組合の認定を行った場合は、認定の日及び投資事業有限責任組合概要を中小企業庁ホームページに公表します。

3. 認定に当たっての審査の視点

税制の適用を受けるにあたっては、当該申請者が、プロの目利きであり、かつ投資先企業に対して積極的に指導を行うものであることが求められます。

このための要件として、認定投資事業有限責任組合については、租税特別措置法施行規則第18条の15第6項では「株式を保有する特定中小会社に対して積極的な指導を行うことが確実であると見込まれるもの」と規定しております。

実際の認定に当たっては、株式を保有する租税特別措置法第37条の13第1項第2号に掲げる特定中小会社のほか同法第41条の19第1項第2号に掲げる特定新規中小会社に対して積極的な指導を行うことが確実と見込まれることが基準となりますが、具体的には、主に次の3つの点を確認します。

なお、当該者がプロの目利きであることについては特段要件が設けられていませんが、これはハンズオンを標榜（公表）して投資家から資金を集められるものであれば、十分にプロの目利きであるといえるからです。

(1) 組合契約書に、組合の事業として投資先企業に対して指導を行う旨が明記されていること

組合の事業目的を定めた組合契約書に、組合の事業として投資先企業に対して指導を行う旨を定めてください。具体的には、次のいずれかの事業を行うことを約していれば、文言が異なっても問題ないと考えられます。

- 本組合がその株式、新株予約権付社債又は新株予約権を保有している株式会社、又は工業所有権又は著作権を取得した株式会社に対して経営又は技術の指導を行う事業
- 本組合の無限責任組合若しくは当該投資事業有限責任組合の委任を受けた者が当該投資事業有限責任組合によりその株式を保有されているものの取締役、顧問その他これらに準ずる者に就任すること又は無限責任組合員が当該中小企業等の取締役会において意見を述べる権利を有することその他これに類することにより当該中小企業等に対して積極的な指導を行う事業

(2) 投資先企業に対して指導を行うに足る知識・経験を有していること

組合契約書に、投資先企業に対して指導を行う旨を規定しても、指導を行う者が指導に関する知識・経験を有していない場合は、投資先企業が指導を受け入れる蓋然性は低くなるため、当該組合が投資先企業に対して指導を行うことが確実であるとは見込むことは困難となります。

したがって、申請時点において、将来にわたって実際に投資先企業に対して指導を行うことが確実であることを見込むためには、指導を行う者に一定の知識・経験を有していることが必要となるので、「投資事業有限責任組合記載要領」に当たって、「投資事業有限責任組合概要」に指導を行う者の知識・経験を記入してください。申請後、経済産業省において指導を行う方との面談を実施し、記入内容の確認をします。

(3) 投資先企業に対する指導の前提となる組合の存続に関して、関係法令に抵触していないこと

組合の事業として、投資先企業に対する指導を行うためには、組合が将来にわたって存続していくことが前提となります。したがって、組合の組成が、投資関連法制等（出資法など）に抵触しているようであれば、その存続が危ぶまれるため指導を行うことが確実とは見込まれなくなります。

したがって、「投資事業有限責任組合契約に関する法律」を遵守するとともに、出資法等に抵触しないことを明らかにするために、組合員の勧誘時に使用した資料に利益及び元本の払い戻しが保証されていない旨の注記をしてください。

4. 認定後の留意点

(1) 認定の有効期限

認定の日から組合の存続期間の満了の日までとなります。

(2) 変更の届出

申請にあたって提出した「投資事業有限責任組合概要」に変更等が生じた場合は、中小企業庁創業・新事業促進課に対して変更があった旨及び変更後の別紙を届け出てください。なお、当該届出があった場合は、変更後の別紙を認定時と同様に公表を行います。

(3) 誤りの申出

公表した別紙につき、第三者から誤りの申出があった場合は、当該投資事業有限責任組合に対して調査を行うこととなります。

なお、組合が当該調査を拒んだときは、認定は取り消されることとなりますので、ご注意ください。

(4) 認定の取消し

次のいずれかに該当するときは、認定の取消しを行い、認定投資事業有限責任組合に対して認定証の返還を求めることとなりますので、ご注意ください。

- ① 虚偽の申請を行ったとき
- ② 変更の届出を怠ったとき又は虚偽の届出を行ったとき
- ③ 経済産業大臣による調査を拒んだとき
- ④ 投資先企業に対して積極的な指導を行うことが確実であると見込まれなくなったとき

(5) エンジェル税制の利用実績の報告

国は中小企業に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することから、エンジェル税制の実績を毎年・毎年度集計しております。

したがって、投資事業有限責任組合が投資家に対して（参考様式2）の確認書を発行した場合には、投資先企業の情報や投資件数、投資金額等に関して、国に報告

するようお願いいたします。(電子媒体での報告でも結構です。)

報告先

〒100-8912

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省中小企業庁経営支援部 創業・新事業促進課

TEL 03-3501-1767

FAX 03-3501-7055

e-mail angeltax@meti.go.jp

5. 認定を受けた投資事業有限責任組合、投資先企業が行う手続き

(1) 組合契約の締結

エンジェル税制の適用を受けるためには、次に掲げる事項を組合契約書若しくは認定投資事業有限責任組合の代表者と個人組合員の間で締結する契約（いわゆるサイドレター）に含める必要があります。

1. 投資事業組合の代表者の約束事項として、次の事項を明記していること。

【記載事項】

- (1) 投資事業組合の代表者は、組合契約締結者（投資事業組合と組合契約を締結する個人又は認定投資事業有限責任組合と組合契約を締結する投資事業組合の代表者をいう。以下同じ。）に対して、投資事業組合の貸借対照表及び損益計算書（組合契約締結者の持分割合に応じて計算した明細を含む。）、投資の明細を交付すること。
- (2) 投資事業組合の代表者は、認定投資事業組合を経由して、投資先企業に対して、当該投資事業組合と組合契約を締結する個人の氏名・住所を通知すること。

2. 組合契約締結者の約束事項として、次の事項を明記していること。

- (1) 組合契約締結者は、投資家の持分に変更をもたらす事実が発生したとき又は投資家の持分に変更をもたらす事実が発生したとして投資家から報告を受けたときには、当該事実の内容、当該事実の発生した日、当該事実により変更のあった持分その他の必要事項について投資事業組合の代表者に報告すること。
- (2) 投資事業組合の組合員である各投資家は、租税特別措置法第37条の13【優遇措置B】、第37条の13の2【特定株式の譲渡損失の繰越控除等】又は第41条の19【優遇措置A】の規定の適用に際して行う確定申告に当たっては、次の書類を添付することを明記していること。
 1. 投資事業組合の貸借対照表及び損益計算書（投資家の持分割合に応じて計算した明細を含む。）
 2. 投資の明細書
 3. 租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第1号ロ【優遇措置B】又は第19条の11第8項1号ロ【優遇措置A】に規定する確認書

(2) 投資契約の締結

エンジェル税制の適用を受けるためには、認定投資事業有限責任組合の代表者と投資先企業の間で締結する投資契約に次に掲げる事項を含める必要があります。

【記載事項】

(株式の発行等)

本契約の対象となる株式（以下「本株式」という。）の発行につき、投資先企業が発行する株式の総数及び発行価額並びに投資家（投資事業組合を通じて株式投資を行う場合には、投資事業組合の組合員である各投資家をいう。以下同じ。）が取得する株式の数、発行価額及び発行価額の総額を明記していること。

(払込手続及び前提条件)

1. 本契約に基づいて行われる払込手続の方法及び払込期日を明記していること。
2. 投資家の払込期日における払込義務の前提条件として、投資家は、基準日（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第18条の15第8項第1号イ【優遇措置B】又は第19条の11第8項第1号イ【優遇措置A】に定める基準日をいい、当該投資先企業の設立の際に発行された株式の場合には当該会社の成立の日、当該会社の設立の日後に発行された株式の場合には当該株式の払込みの期日をいう。以下同じ。）において租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の12第1項第1号から第7号【優遇措置B】までに掲げる者に該当しないこと又は第26条の28の3第1項第1号から第7号【優遇措置A】までに掲げる者に該当しないことを投資先企業に対して書面にて誓約（投資事業組合を経由して）し、投資先企業は、その確認ができた場合には、租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第2号【優遇措置B】又は第19条の11第8項第2号【優遇措置A】に掲げる確認をした旨を証する書類を作成し、投資家に交付すること、を明記していること。

(投資先企業の特約等に関する条項)

1. 投資先企業による事実の表明として、投資先企業は、基準日において、設立の日以後10年を経過していないこと及び租税特別措置法施行規則第18条の15第5項第1号から第3号までに掲げる要件に該当するものであること【優遇措置B】又は基準日において、設立の日以後5年を経過していないこと並びに同規則第19条の11第6項第1号及び第3号に掲げる要件に該当するものであること【優遇措置A】を明記していること。
2. 投資先企業の認定投資事業有限責任組合の代表者に対する約束事項として、次のものを明記していること。
 - (1) 投資先企業は、次に掲げる事項を記載した通知書を基準日の翌年1月31日までに当該投資先企業の本店を所轄する税務署に対して提出すること。
 - ① 基準日において租税特別措置法第37条の13第1項第2号【優遇措置B】又は第41条の19第1項第2号【優遇措置A】に掲げる株式会社である旨
 - ② 租税特別措置法第37条の13第1項第2号イに規定する投資事業有限責任組合の名称
 - (2) 投資先企業は、投資家が租税特別措置法第37条の13【優遇措置B】、第37条の13の2【特定株式の譲渡損失の繰越控除等】又は第41条の19【優遇措置A】の規定の適用に際して必要となる租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第3号又は同規則第19条の11第8項第3号に掲げる明細書を作成し、投資家の求めに応じて当該投資家に交付すること。なお、投資家が投資事業組合を通じて株式投資をしている場合の明細書の作成に当たっては、その投資家が直接投資している株式と併せて記載する。
 - (3) 投資先企業は、以下の事実が生じたときは投資家に対して書面により通知すること。
 1. 清算の結了又は特別清算の結了があった場合。
 2. 破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項に規定する破産手続開始の決定があった場合。
 3. 投資先企業が、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項の店頭売買有

価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社となった場合。

- (4) 投資先企業は、投資家が租税特別措置法第37条の13【優遇措置B】、第37条の13の2【特定株式の譲渡損失の繰越控除等】又は第41条の19第【優遇措置A】の規定の適用に必要となる情報の提供、書類の発行等を行うこと。

(認定投資事業有限責任組合の代表者の特約等に関する条項)

1. 認定投資事業有限責任組合の代表者による事実の表明として、投資家が投資先企業から新株予約権を付与された者であって租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けるものに該当しないことを約すること、を明記していること。
2. 認定投資事業有限責任組合の代表者の投資先企業に対する約束事項として、次のものを明記していること。
 - (1) 認定投資事業有限責任組合の代表者は、本契約に基づく株式の取得以後に、投資先企業の株式の取得、譲渡、贈与等により当該投資家の持分に変更をもたらす事実が発生したとき又は投資家の持分に変更をもたらす事実が発生したとして組合契約締結者（認定投資事業有限責任組合の代表者と組合契約を締結する個人又は認定投資事業有限責任組合の代表者と組合契約を締結する投資事業組合の代表者をいう。以下同じ。）から報告を受けたときには、当該事実の内容、当該事実の発生した日、当該事実により変更のあった株式の数その他の必要事項について当該投資先企業に報告すること。
 - (2) 認定投資事業有限責任組合の代表者は、投資先企業に対して、認定投資事業有限責任組合と組合契約を締結する個人の氏名・住所又は投資事業組合の名称・所在地を通知すること。

(組合契約等の内容)

1. 投資事業組合の代表者（認定投資事業有限責任組合の代表者又は組合契約締結者と組合契約を締結する投資事業組合の代表者をいう。以下同じ。）の約束事項として、次の事項を明記していること。
 - (1) 投資事業組合の代表者は、組合契約締結者に対して、投資事業組合の貸借対照表及び損益計算書（組合契約締結者の持分割合に応じて計算した明細を含む。）、投資の明細を交付すること。
 - (2) 投資事業組合の代表者は、認定投資事業有限責任組合を経由して、投資先企業に対して、当該投資事業組合と組合契約を締結する個人の氏名・住所を通知すること。
2. 組合契約締結者の約束事項として、次の事項を明記していること。
 - (1) 組合契約締結者は、投資家の持分に変更をもたらす事実が発生したとき又は投資家の持分に変更をもたらす事実が発生したとして投資家から報告を受けたときには、当該事実の内容、当該事実の発生した日、当該事実により変更のあった持分その他の必要事項について投資事業組合の代表者に報告すること。
 - (2) 投資事業組合の組合員である各投資家は、租税特別措置法第37条の13【優遇措置B】、第37条の13の2【特定株式の譲渡損失の繰越控除等】又は第41条の19【優遇措置A】の規定の適用に際して行う確定申告に当たっては、次の書類を添付することを明記していること。
 1. 投資事業組合の貸借対照表及び損益計算書（投資家の持分割合に応じて計算した明細を含む。）
 2. 投資の明細書
 3. 租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第1号ロ【優遇措置B】又は第19条の11第8項第1号ロに規定する確認書

(3) 確認書の発行

[ア] 投資先企業による確認書の発行

投資先企業は、認定投資事業有限責任組合の組合員が基準日において次の①から

⑦までに掲げる者でないことを確認し、当該組合員に対して、確認書（参考様式1）を発行します。

① 同族会社の判定の基礎となる株主

「同族会社の判定の基礎となる株主」とは、同族会社（株主の3人以下並びにこれらの同族関係者が有する株式の総数が発行済株式数の50%超に相当する会社）に該当する会社の株主のうち、上位3位までの株主グループでその持株割合がはじめて50%を超えるときにおける当該株主グループであるものをいいます。

② 当該会社の設立に際し、当該会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下「特定事業主であつた個人」という。）

③ 特定事業主であつた個人の親族

④ 特定事業主であつた個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

⑤ 特定事業主であつた個人の使用人

⑥ ③から⑤までに掲げる者以外の者で、特定事業主であつた個人から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

⑦ ④から⑥までに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

[イ] 認定投資事業有限責任組合による確認書の発行

認定投資事業有限責任組合は、投資先企業が基準日において、「(参考) 投資先企業の適用要件」に掲げる要件を満たしていること及び(1)(2)に記載された事項が組合契約書及び投資契約に記載されており、当該契約に従って払込みによりされた株式取得であることを確認し、確定申告時に必要となる確認書（参考様式2）を認定投資事業有限責任組合の認定証の写しとともに各組合員に対して交付します。

なお、投資先企業の適用要件の確認にあたっては、令和2年4月1日より利便性の向上を目的とし、都道府県の確認手続きにおいて提出書類の削減が図られたことから、認定投資事業有限責任組合においても必要な場合を除き、同様の取り扱いをしてください。

[ウ] 投資先企業による所轄税務署への通知

認定投資事業有限責任組合が[イ]の確認書を交付した場合は、投資先企業は、基準日の翌年1月31日までに投資先企業の住所を所轄する税務署長に通知書（参考様式3）を提出する必要がありますので、認定投資事業有限責任組合の代表者は投資先企業に対して当該通知を行うよう指導して下さい。

(4) 確認書交付後の手続き

[ア] 投資先企業が行う手続き

① 株式異動状況明細書の交付

投資時点における特例を受けるにあたって、投資先企業は認定投資事業有限責任組合の組合員に対して株式異動状況明細書（参考様式5）を提出する必要があります。

この手続きを確実にを行うために、認定投資事業有限責任組合の代表者及び組合員は、当該株式の譲渡又は贈与をした場合は、投資先企業に通知することが義務付けられております。

また、認定投資事業有限責任組合の代表者は、投資先企業が各組合員に対して当該明細書を交付することを可能とするために、事前に各組合員の住所及び氏名を投資先企業に通知してください。

②株式異動状況通知書の提出

投資先企業は、投資家から当該株式の取得の翌年以後の各年において当該株式を譲渡又は贈与した旨の通知を受けるその他の事由により当該譲渡又は贈与を知った場合には、その知った年の翌年1月31日までに、投資先企業を所轄する税務署に対して通知書（参考様式6）を提出する必要があります。

[イ] 認定投資事業有限責任組合が行う手続き

① 決算書等の交付

認定投資事業有限責任組合の代表者は、譲渡利益や譲渡損失（清算終了・破産宣告による損失が生じた場合も含む）が発生した場合に組合員が確定申告において必要となる次に掲げる書類を、組合員に対して交付してください。

- 投資事業有限責任組合の決算書
- 各組合員の持分に応じた決算書（貸借対照表が付いたもの）
- 投資の明細（各銘柄の取得価額、組合としての取得株数等）

② 株式等の譲渡の対価の支払報告書の提出

認定投資事業有限責任組合の代表者は、その年中の各組合員に生じる利益の額又は損失の額について、株式の譲渡の対価の実質的受領者を明らかにするため、組合員所得に関する計算書を組合の代表者の住所を所轄する税務署に提出してください。

（参考）投資先企業の適用要件

（1） 設立10年未満の中小企業者であること（優遇措置B適用の場合）

① 設立10年未満の定義

登記事項証明書により投資先企業の設立の日を確認し、基準日（「会社の成立の日又は払込みの期日」をいう。以下同じ。）において、設立の日後10年未満であることを確認します。なお、投資先企業が吸収合併による存続会社である場合には、当該設立の日は、合併による設立の日ではなく、その投資先企業の設立の日

であることに留意してください。ただし、新設合併により設立された会社については、特定中小会社の範囲から除かれているため、たとえ合併による設立の日後10年未満であっても、エンジェル税制の対象とはなりません。

②中小企業者の定義

投資先企業が中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であることを確認します。具体的には、次の表の業種の区分に応じ、それぞれ次の表に定める資本額または従業員数に該当しているかどうかを確認します。

資本額については、登記事項証明書のうち、資本の額の欄により、従業員数については、常時使用する従業員の数を雇用保険、労働保険、賃金台帳等により確認します。なお、従業員数については、役員、アルバイトは含みません。

業種	資本額	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(2) 設立5年未満の中小企業者であり、設立以後の各事業年度において営業キャッシュ・フローが赤字であること（優遇措置A適用の場合）

①設立5年未満の定義

(1) 同様、登記事項証明書により投資先企業の設立の日を確認し、基準日（「会社の成立の日又は払込みの期日」をいう。以下同じ。）において、設立の日後5年未満であることを確認します。なお、投資先企業が吸収合併による存続会社である場合には、当該設立の日は、合併による設立の日ではなく、その投資先企業の設立の日であることに留意してください。ただし、新設合併により設立された会社については、特定新規中小会社の範囲から除かれているため、たとえ合併による設立の日後5年未満であっても、エンジェル税制の対象とはなりません。

②営業キャッシュ・フロー赤字の定義

設立後の各事業年度に係る営業活動によるキャッシュ・フロー（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第112条第1号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローをいう。）が零未満であること。

③中小企業者の定義

投資先企業が中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であることを確認します。具体的には、次の表の業種の区分に応じ、それぞれ次の表に定める資本額または従業員数に該当しているかどうかを確認します。

資本額については、登記事項証明書のうち、資本の額の欄により、従業員数については、常時使用する従業員の数を雇用保険、労働保険、賃金台帳等により確認します。なお、従業員数については、役員、アルバイトは含みません。

業種	資本金額	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(3) 大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係にある法人（以下「大規模法人グループ」という。）の所有に属さないこと

大規模法人グループの所有に属さない会社として、次のいずれにも該当しないことを株主名簿等により確認します。

- 発行済株式の総数の1/2超が、一つの大規模法人グループの所有に属しているもの
- 発行済株式の総数の2/3以上が、複数の大規模法人グループの所有に属しているもの

ここで、「大規模法人」とは、資本金等（「資本若しくは出資の金額」という。以下同じ。）が1億円超の法人（資本金等がないものについては、常時使用する従業員数が1,000人超の法人（外国法人についても内国法人に準じて取扱う。）をいう。また、「当該大規模法人と特殊の関係にある法人」とは、次のイからハまでに掲げる会社をいいます。

- イ. 当該大規模法人が有する他の会社の株式の数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の1/2以上に相当する場合における当該他の会社
- ロ. 当該大規模法人及びこれとイに規定する特殊の関係にある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の1/2以上に相当する場合における当該他の会社
- ハ. 当該大規模法人並びにこれとイ及びロに規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の1/2以上に相当する場合における当該他の会社

(4) 未上場・未登録会社であること

会社四季報等で上場株式・店頭売買登録銘柄の株式と照合することにより未登録・未上場会社であることを確認します。

(5) 風俗営業等を行っていないこと

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」又は「性風俗関連特殊営業」を行っていないことを、登記事項証明書の会社の目的の欄により確認する。なお、風俗営業等を行っていないにも関わらず、登

記事項証明書に当該事項が記載されている場合においては、定款変更等により、当該事項が抹消され、その確認ができたときに、当該要件を満たすこととなります。また、登記事項証明書に当該事項が記載されていない場合でも、風俗営業等を行っていることが判明した場合は、当該要件は満たさないものとなります。